

個人情報保護条例第32条の8の改正

1 現行規定の内容

訂正決定(※1)に基づき情報提供等記録を訂正したときは、総務大臣、情報照会者、情報提供者にその旨を通知する。

※1・実施機関は、訂正請求(※2)により保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定を行い、訂正請求を行った者に対し、その旨を通知する。

※2・自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に訂正を請求することができる。

2 改正後の規定

番号法第26条の準用規定(資料58-5※2参照)により、自治体が行う「条例で定める事務」(独自利用事務)において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携(資料58-5※3参照)においても「情報提供等記録」を保存することとなるため、「条例事務関係情報照会者」(資料58-6※2参照)と「条例事務関係情報提供者」(資料58-6※3参照)に対しても情報提供等記録を訂正した旨を通知する。